



医療費

高額療養費制度とは、ひと月に医療機関や薬局窓口で支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて払った額が払い戻される制度です。加入している保険制度による上限額について確認しましょう。



MEDICAL BILLS



チェックしよう!

高額療養費は年齢や所得によって異なります。

医療費のひと月の窓口払いの上限額について

医療費のひと月の窓口払いの上限額は、加入者が70歳以上かどうかや、所得水準によって異なります。また、70歳以上の方には、外来だけの上限額も設けられています。

医療費が高くなりそうな時は**限度額適用認定証を申請**し、保険証とあわせて医療機関の窓口事前に提示することで、窓口で支払う1ヶ月分の医療費が下表の一定の金額(自己負担限度額)までとなる制度があります。交付された限度額適用認定証は、必ず医療機関に提示してください(※医療機関でオンライン資格確認のシステムを利用して限度額情報の取得に同意すれば、認定証の申請が不要になる場合があります。)※厚生労働省の資料をもとに作成

● 制度についてご不明な点があれば、お手持ちの健康保険証に記載の保険者にお問い合わせください。

医療費の一部負担(自己負担)割合について

- 各年齢層における一部負担(自己負担)割合は以下のとおりです
- ・75歳以上の方は1割(但し令和4年10月1日から現役並み所得者は3割、現役並み所得者以外の一定所得以上の者は2割)。
- ・70歳から74歳までの方は、2割(現役並み所得者は3割)。
- ・70歳未満の方は3割。6歳(義務教育就学前)未満の方は2割。

70歳未満の方の上限額

適用区分	外来 + 入院 (世帯ごと)
ア 年収1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超え	252,600円 + (医療費-842,000円)×1% 〈多数回該当140,100円〉
イ 年収約770～約1,160万円 健保：標報53～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円 + (医療費-558,000円)×1% 〈多数回該当93,000円〉
ウ 年収約370～約770万円 健保：標報28～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当44,400円〉
エ ～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円 〈多数回該当44,400円〉
オ 住民税非課税者	35,400円 〈多数回24,600円〉

70歳以上の方の上限額

適用区分	外来 (個人ごと)	外来 + 入院 (世帯ごと)	負担割合	
現役並み	年収約1,160万円～ 標報83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円)×1% 〈多数回該当140,100円〉	3割	
	年収約770～約1,160万円 標報53万円以上 課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費-558,000円)×1% 〈多数回該当93,000円〉		
	年収約370～約770万円 標報28万円以上 課税所得145万円以上	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当44,400円〉		
一般	年収～約370万円 標報26万円以上(※1) 課税所得145万円未満等(※1,2)	18,000円 (年間上限14万4,000円)	57,600円 〈多数回該当44,400円〉	70-74歳 2割
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	75歳以上 1割(※3)
	I 住民税非課税世帯 (年金年収80万円以下など)		15,000円	

(※1) 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。

(※2) 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

(※3) 課税所得が28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上(複数世帯の場合は320万円以上)の者については2割。